

贈与、相続又は遺贈により非居住者に資産が移転した場合の所得税の納税猶予

1. 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の特例

平成27年7月1日以後、居住者の所有する一定の資産(有価証券等又は一定の契約をいう。)が、贈与、相続又は遺贈(以下、「贈与等」という。)により非居住者に移転した場合は、その資産の譲渡があったものとして居住者の譲渡所得等を計算する特例が、平成27年度税制改正により創設されました。今回は、その特例に係る納税猶予制度を説明します。

2. 納税猶予制度

(1) 概要

1の特例の適用を受ける贈与者等の、その贈与等の日の属する年分の納付すべき所得税のうち、1の特例に係る税額(下記(3)で詳述します。)については、その贈与者等が、その年分の所得税の申告期限までに、その税額に相当する担保を提供した場合に限り、原則として、その贈与等の日から5年(贈与等の日から5年を経過するまでに、納税猶予の期限延長を受けたい旨の届出書を税務署長に提出した場合は、10年)を経過する日まで、納税が猶予されます(新所得税法137条の3第1項、第2項、第3項)。

(2) 相続・遺贈により非居住者に資産が移転した場合

相続又は遺贈により非居住者に資産が移転した場合に、被相続人等の1の特例に係る所得税について(1)の納税猶予の適用を受けるときは、その非居住者全員が1の特例に係る所得税の申告期限までに、納税管理人の届出をする必要があります(同第2項)。

(3) 納税猶予の対象となる税額の意義

(1)の納税猶予の対象となる税額とは、1の特例の対象となる資産のうち、その資産を贈与等により取得した非居住者が、その年分の所得税の確定申告期限まで引き続き所有しているもの(以下、「適用対象資産」という。)に係る所得税額をいい、具体的には次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額をいいます(同第1項、第2項)。

①1の特例の適用を受けて計算した、その贈与等の日の属する年分の所得税額(全額)

②適用対象資産につき、1の特例の適用がないものとした場合における、その贈与等の日の属する年分の所得税額

(4) 申告要件

(1)の納税猶予は、原則、その適用を受けようとする者の提出した所得税の(準)確定申告書に、適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、一定の書類の添付等がある場合に限り適用されます(同第4項)。

(5) 届出書の提出

(1)の納税猶予の適用を受ける者は、その贈与等の日の属する年の所得税の申告期限から、納税猶予分の所得税額の全部について納税猶予期限が確定するまでの間、その各年の12月31日(基準日)において所有する適用対象資産につき、引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日(提出期限)までに税務署長に提出する必要があります(同第7項)。提出期限までに提出しない場合、原則、提出期限の翌日から4ヶ月を経過する日をもって納税猶予の期限とされます(同第9項)。

(6) 納税猶予期限前に有価証券等を譲渡等した場合

(1)の納税猶予の適用を受ける者が、その納税猶予期限までに前述1の特例の対象となった資産の譲渡等をした場合には、その納税猶予分の所得税額のうち、その譲渡等をした部分の金額に応じた所得税について、その譲渡があった日から4ヶ月を経過する日が、納税猶予期限となります(同第6項)。

なお譲渡価額等が、その資産の贈与等がされた時の価額を下回っていた場合は、その譲渡等の日から4ヶ月以内に更正の請求をすることにより、〈その下回っている譲渡価額等を、1の特例の適用を受けた年分のその特例による譲渡所得等の総収入金額として計算した所得税額〉と、〈その贈与等の日の属する年分の所得税額〉の差額分の減額を受けることができます(同60条の3第8項第1号、153条の3第2項)。

(7) 納税猶予期限が到来した場合の取扱い

(1)の納税猶予の期限が到来した場合、納税猶予の適用を受けていた者は、納税猶予期限が到来した所得税の他、その納税猶予期間に係る利子税を併せて納付する必要があります(同137条の3第14項)。

(8) 非居住者である受贈者等が帰国等をした場合

(1)の納税猶予の適用を受ける場合において、贈与等の日から5年(2(1)の延長の届出をした場合は10年)以内に非居住者である受贈者等が帰国等をしたときは、課税の取消を受けることができます。具体的には、その帰国等をした日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求をすることにより、資産の譲渡が“あった”ものとして計算された所得税を、譲渡が“なかった”ものとして再計算し、その減額を受けることができます(同60条の3第6項、153条の3第1項)。